

2022 年度版 SA 復元問題集 実務編

■pp. 137-138 交 通 No. 23 (1) 問題・解説

(1) の問題中の 4 行目以降と、解説中の 4 行目以降を以下のとおり訂正いたします。

問 題

誤：これに当たらないので、運転を代行している車で酔客を運送することはできない。

正：これに当たらない。

解 説

誤：これに当たらない。運転代行業者が顧客を随伴自動車に同乗させることは白タク行為となる（道路運送法 4 条 1 項違反）。

正：これに当たらない。なお、運転代行業者が顧客を随伴自動車に同乗させることは白タク行為となる（道路運送法 4 条 1 項違反）。

■pp. 149-150 交 通 No. 30 (4) 解説

(4) の解説を、以下のとおり差し替えます。

枝文のとおり（「車両の使用制限命令に関する事務処理要領の制定について」第 16 の 6～8 参照）。なお、警察署長による車輪止め装置の取付け実態がなく、今後も同装置の活用が見込まれないことから、令和 2 年 12 月 1 日施行の道交法の一部改正により、「車輪止め装置の取付けによる違法駐車行為の防止に係る規定」が削除された。

■p. 324 刑 事 No. 28 (5) 解説

(5) の解説を、以下のとおり差し替えます。

検挙した被疑者に係る未届の余罪事件が判明し、当該事件の被害者から被害届を受理した場合は、「被害連絡簿」に登載する必要はなく、「犯罪事件受理簿」に登載することとされている。しかし、現行犯逮捕など認知とほぼ同時に被疑者を検挙した場合については、当該事件に係る被害届が検挙時に未届であっても、これを受理すれば「被害連絡簿」に登載しておかなければならない（犯捜規範実施細目 61 条関係参照）。